

監査報告書

私たち監事は、日本赤十字社定款第23条第4項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度における日本赤十字社の業務を監査したので、その方法及び結果について次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、社長、副社長及び理事並びに幹部職員等と意思疎通を図り、内部監査部門及び監査法人と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、次の方法で監査を実施いたしました。また、当該事業年度にかかる業務報告書及び事業報告書並びに歳入歳出決算書その他の決算書類について検討いたしました。

ア 理事会及び常任理事会その他重要な会議に出席し、社長、副社長及び幹部職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、事業年度終了後には社長から事業実施状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、支部の業務の管理及び執行については各支部の監査委員から監査の結果について報告を受けました。

イ 会計の監査を委託している監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査法人からその職務の遂行に関する事項について監査業務を適切に遂行するために規定されている諸法令等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、支部の会計については各支部の監査委員から監査の結果について報告を受けました。

2 監査の結果

- (1) 社長、副社長及び理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 業務報告書及び事業報告書は、法令及び定款に従い、日本赤十字社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 歳入歳出決算書その他の決算書類は、日本赤十字社の収支、財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和7年6月18日

日本赤十字社 監事 脇本 潤一

日本赤十字社 監事 金 和明

日本赤十字社 監事 古賀 信行